

「五所川原市汚水処理施設整備構想(案)」についての意見募集結果について

「五所川原市汚水処理施設整備構想(案)」についての意見募集に対し、ご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成23年8月5日から平成23年8月25日まで

2 募集方法

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) に案の概要等を掲載したほか、上下水道部下水道課、本庁舎及び両総合支所の行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

2人の方から延べ2件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	0件	1件	1件	2件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方や意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

提出された意見	市の考え方
人口密度の高いところは集合処理、それ以外は個別処理への修正を望む。 質問 ・コスト比較の要素の内容、範囲について。建設費、維持費、償還費 ・公(官)、民(個人)の負担区分について	1 コスト比較の要素の内容について 集合処理及び個別処理は建設費(管路、処理場等)を算定し、比較をしたものであります。 2 負担区分について 各処理費とも市等の負担で算定したものであります。 最終的には、市の財政負担の軽減を図るため、現在事業を継続している公共下水道認可区域及び事業が完了し供用開始を実施している特定環境公共下水道、農業集落排水処理並びに漁業集落排水処理区域以外の地域は、合併処理浄化槽とし補助制度を設けて整備する計画であります。

<p>1 汚水処理施設整備構想の目的 今回の見直しの趣旨とこれまでの取り組みについては理解できません。しかしながら、本年3月11日に起きました東日本大震災と、関連しての福島第1原発過酷事故は、汚水処理施設整備構想策定に当たっても、新たに大きな課題を投げかけたと思います。</p> <p>大規模放射線汚染が発生した際の汚泥処理を中心とした除染体制の加味が必要ではないでしょうか。</p> <p>国、県、そして市での具体的な構想作りに当たっては、「策定の目的」の中で、「大規模汚染対策」という明確な問題意識を国及び県に対して求めるべきです。</p> <p>2 整備手法の選定における基本的な考え方について 「汚泥処理と維持管理の集約化の方針を勘案」について、前項1の趣旨で「汚泥処理と維持管理の集約化及び大規模汚染対策の方針を勘案」と加筆するべきです。</p>	<p>1 汚水処理施設整備構想の目的について 本市は青森県における構想の見直しに合わせ、効率的な汚水処理施設整備の普及促進を計画的に進めるために構想を策定するものです。</p> <p>五所川原市汚水処理施設整備構想（案）では、集合処理（下水道または、集落排水を建設し処理する方法）個別処理（合併処理浄化槽を設置し処理する方法）による建設費、維持管理費及び耐用年数を考慮したコストの比較検討を行い、どちらで整備する方が有利であるかを判定するものです。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第1原発事故等の災害対策を始め、公共施設の整備等諸施策について、抜本的な姿勢の見直しを迫るものとは論をまたないものと考えます。</p> <p>これについては、国の責任において明確な方針を示すべきものと思います。</p> <p>2 整備手法の選定における基本的な考え方について 「大規模汚染対策の方針と勘案」については、1と同様、国の責任において明確な方針を示すべきものと思います。</p>
--	---

五所川原市上下水道部下水道課	
電話	0173-23-6000
FAX	0173-35-9911